

福島県骨髄移植ドナー助成事業について

福島県では、骨髄等提供のために仕事を休業するドナーに対して、休業にかかる費用を支援するため、骨髄移植ドナー助成事業を実施しています。ドナーが骨髄等を提供しやすい環境づくりを推進するため、各市町村におかれましても、助成制度の導入や本事業の活用をお願いします。

事業の趣旨・目的

骨髄または末梢血幹細胞の提供を行う方（ドナー）は、健康診断、自己血輸血のための採血または白血球を増やす薬の注射、骨髄等の採取等のために通院や入院、面談が必要であり、そのために仕事を休まなければなりません。

本事業は、ドナーの骨髄等提供に係る経済的負担を軽減し、ドナー候補者が安心して骨髄等を提供できる機会を増やすことで、骨髄等の移植の推進に役立てることを目的としています。

事業の概要

本事業は、ドナーが骨髄等の提供に要した経費に対して助成を行った市町村に対して、県が補助を行うものです。

補助対象者：市町村

補助対象事業：骨髄等の提供を行った方に対し、市町村が骨髄等の提供に要した経費の助成を行う事業

補助対象経費：骨髄等の提供に係る通院、入院または面談の日数に応じて市町村が助成する実支出額

補助基準額：一人あたり1日につき2万円×7日間を上限

補助率：2分の1以内

助成制度の導入状況

助成制度を導入している県内市町村は以下のとおりです。

未導入の市町村におかれては、ぜひ助成制度の導入をご検討ください。また、既に導入されている市町村におかれては、本事業を積極的にご活用ください。

福島市、伊達市、本宮市、川俣町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川町、古殿町、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、鮫川村、会津若松市、喜多方市、磐梯町、猪苗代町、檜枝岐村、相馬市、南相馬市、広野町、富岡町、大熊町、飯舘村、いわき市

- 本事業の対象となるドナーは、日本骨髄バンクが行う骨髄・末梢血幹細胞提供あっせん事業において骨髄または末梢血幹細胞の提供を行ったこと、骨髄等の提供日の住所が福島県内であること、日本骨髄バンクから骨髄等の提供が完了したことを証する書類の交付を受けたこと、などの条件を満たす方となります。
- 健康診断や採血等のために通院・入院したものの、骨髄等の提供に至らなかった場合、本事業の補助対象にはなりません。また、勤務事業所におけるドナー休暇制度の対象となる場合も対象とはなりません。
- 骨髄移植ドナー助成事業の実施を開始する（または開始している）場合は、速やかに県に報告（郵送または電子メール）をお願いします。報告に基づき、県のHP上で制度を設けている市町村を公開します。
URL：<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/kotuzui-isyoku-donar.html>
- 詳細については、「福島県骨髄移植ドナー助成事業補助金交付要綱」及び「福島県骨髄移植ドナー助成事業実施要領」をご確認ください。